第 1530 号

(2-2)



1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2000年)平成12年 4月 3日 月曜日

発行所

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-6209-7678 株式会社 FPシミュレーション 編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax:06-6209-8145

4 地方税の振替納税の特例

会 : 12年度の税制改正では、地方税の振 替納税を普及させるために特例が創設された そうですが、どのような特例でしょうか。

A:法人住民税や法人事業税などについて、 法定の納期限を過ぎても、口座振替の方法に より納税するのであれば、一定期間までは延 滞金を課さないという特例です。

【解説】

12年度の改正では、地方税の徴収率の向 上、事務の効率化を促進する観点から、口座 振替による納税の推進を図ろうと、法人住民 税など申告納税方式を採用している税目に、 納期限の特例措置が設けられます。

この特例措置は、申告書を提出期限内に提 出し、口座振替の方法により政令で定められ た日までに納付された場合には、納期限を過 ぎていても、納期限内に納付されたものとみ なし、延滞金を課さないというものです。

申告書の提出期限と同時に納期限が到来す る法人住民税や法人事業税、地方消費税、特 別土地保有税、自動車取得税、事業所税とい った税目について導入されます。

延滞金を課されない猶予期間は1~2ヶ月 ぐらいとされる予定で、猶予期間は短いもの の、本来ならば延滞金が課されるところ口座 振替ならば延滞金を払わなくてよいというこ とです。







